

令和6年6月介護報酬請求改定分の対応内容等について

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。このたび令和6年6月の介護報酬請求改定分の対応について、以下の通りご案内させていただきます。
加減算項目の追加・変更・廃止の詳細につきましては、準備でき次第ホームページに公開させて頂く予定です。

I. 令和6年6月改定分の更新パッチに含まれる内容について

No.	対応項目	対応内容
①	令和6年4月改定分の更新パッチ	前回ご提供しております令和6年4月改定分の更新パッチ（最新）の内容が含まれます。
②	令和6年6月改定分のサービスコード対応	医療系サービスの6月改定分のサービスコードに対応しております。 【対象サービス】訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、居宅療養管理指導 <u>※訪問看護医療のオンライン請求対応は含まれておりません。別途ご提供予定です。</u>
③	特定施設入所者介護サービス費の対応	令和6年8月改定の特定施設入所者介護サービス費の単価変更に対応しております。
④	福祉用具貸与 平均上限価格の対応	令和6年7月、8月の福祉用具貸与の平均上限価格に対応しております。

次ページに続きます。

No	対応項目	対応内容																					
⑤	処遇改善加算の一本化の対応	<p>・各サービス事業の体制設備は、旧処遇改善加算等を元に一本化された新しい処遇改善に移行されます。</p> <p>既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>新加算</th> <th>対応する現行の加算等 ※1</th> <th>新加算の趣旨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">新加算 ※2</td> <td>I</td> <td> 新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上) </td> <td> a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】 </td> <td>事業所内の経験・技能のある職員を充実</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td> 新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 グループごとの配分ルール【撤廃】 </td> <td> a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】 </td> <td>総合的な職場環境改善による職員の定着促進</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td> 新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備 </td> <td> a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】 </td> <td>資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td> ・ 新加算(Ⅳ)の1/2(6.2%)以上を月額賃金で配分 ※3 ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等 </td> <td> a. 処遇改善加算(Ⅱ)【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】 </td> <td>介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 加算率は訪問介護のものを例として記載</p> <p>・総合事業サービスは各自治体のA2,A6のみ対応しております。</p> <p>※A3,A7は別途対応となります。情報がございましたらヘルプデスクまでご連絡ください。</p> <p>・障害福祉サービスにも対応しております。</p>		新加算	対応する現行の加算等 ※1	新加算の趣旨	新加算 ※2	I	新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実	II	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進	III	新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備	IV	・ 新加算(Ⅳ)の1/2(6.2%)以上を月額賃金で配分 ※3 ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等
	新加算	対応する現行の加算等 ※1	新加算の趣旨																				
新加算 ※2	I	新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ)【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実																			
	II	新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 グループごとの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ)【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進																			
	III	新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ)【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備																			
	IV	・ 新加算(Ⅳ)の1/2(6.2%)以上を月額賃金で配分 ※3 ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ)【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等																			

II.介護老人保健施設のシステム対応(バージョンアップ)について

初期加算ⅠⅡの月間展開および短期集中リハビリ加算の摘要記載(レセプト)の不具合は、5月下旬にリリース予定のBuild77で対応させて頂く予定です。
 ※バージョンアップ作業時には、「Quickケア」を終了して頂く必要がございます。